

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和３年５月２４日（月） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時３０分
会 場	安城市役所 さくら庁舎第３６会議室
委員会を構成する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２８名
出席委員数	法第８条による委員数 １１名 法第１８条による委員数 ５名
欠席委員	横山淳子委員、杉浦和彦委員、岩井和男委員 新型コロナウイルス感染症対策のため、法第１８条による委員について、地区代表の運営委員以外は出席を控えるよう要請
議長	会長 林 茂樹
事務局	鶴見事務局次長、近藤事務局課長、杉浦係長、松井主査 市川主査、細井主査、曾我主事
議事録署名者	４ 山村 京子 委員 １０ 太田 良子 委員

会議の記録

午後２時半、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ４ 山村 京子 委員 １０ 太田 良子 委員

また、欠席者は ７ 横山 淳子委員 ９ 杉浦 和彦委員

１２ 岩井 和男委員

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、運営委員以外の農地利用最適化推進委員の出席は控えていただくこととした

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

☐ 日程第１ 第１６号議案 農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１ 第１６号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１３～１６の計４件です。申請内容は、売買が４件、です。譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るための１件、農耕に精進するための３件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるための１件、高齢により耕作が困難なための１件、生活資金充当のための１件、後継者がいないための１件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田１，７４６㎡、畑３，６０９㎡、合計５，３５５㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

☐ 日程第２ 第１７号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第17号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号37から44までの8件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が6件、輸出用中古機械の集積場が1件、畜産業施設への通路が1件です。面積につきましては、田1, 033㎡、畑2, 744㎡、合計3, 777㎡です。

それでは、説明案件に移ります。今回の説明案件は受付番号43です。申請日は令和3年5月6日、同日農業委員会受付となっております。本案件は、受人が、渡人の所有する農地を転用し、畜産業施設への通路を設置するものです。受人は現在畜産業を行っています、一体利用地北側の道路が住宅街に面する通学路であり、堆肥を積んだ大型車両が行き来することが適当でないと考え、南側からの出入り、本申請を検討するに至りました。

申請人、申請地、農地区分及び許可基準については、お配りしたA3両面刷り2つ折りの資料をご覧ください。資料1の申請地の表記についてですが、正しくは●●で、「下」という字が誤って入っております。お手数ですが、削除をお願いします。大変失礼いたしました。

まず、資料1について申請の概要を記載していますが、最下段の立地基準・許可基準について資料2を用いて説明いたします。着色部が申請地、斜線部が一体利用地です。

申請地を含む街区が4メートル以上の道路に囲まれており、その街区の宅地化率が40%を超えていることから立地基準・第3種農地とみております。隣地地目や土地の形状は資料3でご確認いただけます。なお、申請地西隣にある、城ヶ入町向山91が、主な堆肥運搬先である榊原畜産の堆肥舎になります。許可基準に関しましては、第3種農地であることから許可できるものであります。

事業期間につきましては、令和3年7月1日から着工し、令和3年7月31日に完成する計画となっております。

土地利用計画については、資料4でご説明します。

周辺農地等に係る支障の有無についてですが、申請地に隣接する農地はありません。

排水計画について、雨水のみ発生し、敷地南側に向かって勾配を作り、接道付近の集水桝にて雨水を集水し、道路側溝へ放流します。

許可後は、前述のとおり遅滞なく申請農地をその用途に供する予定です。

また、申請者は資金計画についても支障なく、転用行為を行うために必要な資

力があると判断しています。

説明案件を含む8件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

なお、当月は申請面積1,000㎡以上の案件はありません。

今回の申請に関する現地調査につきましては、5月14日に、杉浦和彦委員と鶴田晃康委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第3第18号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号7から11の5件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田22,061㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第19号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局からしていただき、その後議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますのでご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第4 第19号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

今回は、農地中間管理機構による権利設定に関する農用地利用集積計画となります。議案1頁目の「令和3年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和3年6月15日公告分」をご覧ください。

新規に設定する面積が、572,632㎡、期間満了による更新の面積が、647,368.60㎡、合計1,220,000.60㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、6月15日付けで公告させていただきます。

なお、農地中間管理機構によるもの、畑・樹園地利用促進制度によるもの及び農地利用集積円滑化事業による利用権設定面積は、今回の公告案件を含め5月15日時点で、2,322haとなります。これにより利用権による農地集積率に換算しますと約64.34%となります。

2頁目から6頁目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず中尾充紀委員に関する事項から審議いたしますので、中尾充紀委員は退席してください。

それでは、中尾充紀委員に係る集積計画は3ページ目の表の上から4人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。中尾充紀委員は入室してください。

続きまして、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する事項を審議いたしますので、神谷誠委員は退席してください。

それでは、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に集積計画は4ページ目の表の上から2人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷誠委員は入室してください。

続きまして、鶴田晃康委員に関する事項から審議いたしますので、鶴田晃康委員は退席してください。

それでは、鶴田晃康委員に係る集積計画は4ページ目の表の下から8人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員は入室してください。

続きまして、鈴木貴士委員に関する事項から審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席してください。

それでは、鈴木貴士委員に係る集積計画は4ページ目の表の上から9人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関する事項から審議いたしますので、都築英治委員は退席してください。

それでは、都築英治委員に係る集積計画は4ページ目の表の下から4人

目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、私が役員を務める有限会社林ファームに関する事項を審議いたします。よって議事参与の制限の対象が議長になりますので、職務代理者太田千尋委員に議場を交代し、私が退席します。では、太田委員よろしくお願いします。

それでは、林茂樹委員が役員を務める有限会社林ファームに係る集積計画は5ページ目の表の下から10人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。林茂樹委員は入室してください。

続きまして、岩瀬正則委員に関する事項から審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席してください。

それでは、岩瀬正則委員に係る集積計画は5ページ目の表の下から6人目の行に記載されています。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議します。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第5号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5報告第5号専決処分についてご報告いたします。

受付番号41の届出の所在についてですが、区画整理区域内ですので、本来計の191㎡の下に仮換地の面積がなければいけないのですが、記載がなかったので補足させていただきます。108㎡となります。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号40から44の5件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が1件、住宅の建築が4件です。面積は、田600㎡、畑822㎡の合計1,422㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号113の1件です。解約事由は、売却するためです。面積は、田1,746㎡となっております。

最後に、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号4の1件です。

平成8年月日不詳に所有農地の耕作に使用する農機具の保管のため、農業用倉庫を建築し、現在に至るためです。

面積は、畑152㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

・農地法第3条の下限面積（別段の面積）の設定について

1ページ、資料1をご覧ください。

まず、農地法第3条の許可を受けて農地の権利を取得しようとする場合には、原則として、権利取得後の農地の経営面積の合計が50アール以上となる必要があります。ただし、農地法施行規則第17条に定める基準の範囲内で、農業委員会は別段の面積を定めること、つまり、これを引き下げることができることとなっております。

そして、この別段の面積を定めるかどうかについては、同条に定める基準に従って毎年検討をし、理由を付けて農業委員会の会議に諮った上で、最終的に決定した方針を公表することが、「農業委員会の適正な事務実施」の一環として定められておりますので、このたびの協議事項といたしました。

そこでまず、農地法施行規則第17条第1項に定める基準、これは主に、その地域における農家の平均的な経営規模が小さいかどうかという点に着目したのですが、この基準に従って検討した結果としては、現行の下限面積50アールの変更は行わないのが妥当と考えます。

理由といたしましては、まず、現状では結果が確定しているもののうち最新の調査時点である、農林業センサスの数値では、市内の農家で30アール未満の経営規模農家数が、全農家数の4割を超えていますので、この数字だけで見れば、基準上は下限面積を30アールまで引き下げることも可能です。しかしその一方で、50アールを超える経営規模農家数も同様に4割を超えていますので、本市内の農家の平均的な経営規模を考えた場合には、決して小さいとは言えないためです。

さらに、本市では農業振興地域整備計画等において、効率的かつ安定的な農家への農地の利用集積を推進しており、実際に年々利用集積率も増えている現状がありますので、下限面積を引き下げると、小規模農家を増加させ、農地の利用集積に支障を生じさせるおそれがあるためです。また、ほかにも弊害として、農地取得の要件が緩和されることで転用目的での農地取得を誘発することも考えられます。

続いて、同条第2項に定める基準、これは、農地が効率的に利用されているかどうかという点に着目したものといえますが、この基準に従って検討した結果としては、同じく、現行の下限面積50アールの変更は行わないものとします。理由といたしましては、令和2年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、農地パトロールの結果によりますと、本市内の全農地に占める、不耕作地などの管理状態が適切でない農地の割合は約0.07%と非常に低い状況にありますので、農地法上での下限面積の要件を緩和してまで利用の促進を図る必要性に欠けていると考えられるためです。

以上のことから、本市における農地法第3条の下限面積については、原則どおり50アールのままとするのが適当であると考えます。

また、2ページには、参考として県内の状況を添付させていただいております。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

(これ以降は資料はございませんので、次第の内容のみでご説明いたします。)
「1 粘土採掘場の現地調査について」ですが、この現地調査というのは、粘土

採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的とし、毎年、春と秋に実施しているものです。そして、本来であれば6月初めごろに、農地利用最適化推進委員の代表の方4名と、県農政課など関係機関の職員が多数参加をし、一斉に市内すべての現場を調査した上で、その後は意見交換会を行うという日程を設けるところですが、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、事務局職員のみで、5月24日現在では13か所（101,790.5㎡）ございます。各現場における危険防止対策の有無、道路・水路の保全状況、産業廃棄物の不法投棄の有無等の一連の調査及び必要な指導をさせていただきます。調査結果につきましては、後日の定例会にて報告させていただきます。

「2 全国農業委員会会長大会」についてですが、5月25日（火）に、全国農業委員会会長大会が開催されますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、Web配信により開催されます。本来であれば、会長にご出席いただき、事務局が随行させていただくのですが、今年度は出席の要請はございませんので、Web配信にて開催されることの報告とさせていただきます。なお、6月1日より全国農業会議所が運用する「農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト」にて大会の動画が掲載されるということです。ぜひご視聴いただきたいと思います。

次に、「3 あいち農山漁村女性の活躍促進大会」についてですが、6月15日（火）に岡崎市の愛知県立農業大学校にて、愛知県主催の「あいち農山漁村女性の活躍促進大会」が開催され、農業委員の太田良子委員が優良事例発表をされますので、その旨を報告させていただきます。

次に、「4 愛知県農業会議通常総会」についてですが、6月28日（月）に名古屋市で開催されますので、会長にご出席いただくとともに、事務局課長が随行をさせていただきます。

続いて、「5 配付物」についてですが、今回はのうねん5月号をお手元に配付しましたので、ご活用ください。

最後に「6 次回予定」ですが、6月22日（月）の午後1時30分から、市役所さくら庁舎2階の第37会議室で運営委員会を、午後2時30分から同じくさくら庁舎の第36会議室で定例会を開催する予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言が継続（現時点では、緊急事態宣言は5月31日まで）されれば、今回と同様の方法で開催させていただきたいと考えております。開催方法の変更がありましたら、その都度ご連絡させていただきますので、ご了承くださいますようお願いします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後 3 時 3 0 分、議長は閉会を宣する。